

塵芥（可燃物等）収集・運搬委託仕様書

1 業務の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、神奈川県立がんセンターの排出する塵芥（可燃物等）の収集・運搬を適正に履行することを目的とする。

2 履行場所

神奈川県立がんセンター

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

- 4-1. 本契約の対象となる廃棄物の種類は、特別管理一般廃棄物以外の生ごみを除く一般廃棄物（資源化可能古紙、紙くず・木くず・繊維くず等）とする。
- 4-2. 収集・運搬とは病院敷地内の専用廃棄物保管所（1カ所）から収集及び横浜市資源循環局の処理施設又は資源ごみ処理施設までの運搬であり、病院内各廃棄物1次保管場所からの廃棄物保管所への運搬は当業務に含まれない。
- 4-3. 収集・運搬は原則として日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分の間に行うものとする。ただし、収集時間及び年末年始（令和8年12月29日から令和9年1月1日まで）の対応については、事前に発注者と協議するものとする。
- 4-4. 受注者はコンテナを専用廃棄物保管所に仮置きするものとする。仮置きするコンテナのサイズ及び容量等は、発注者と協議のうえ決定し、令和8年4月1日から使用開始できるよう準備すること。

5 業務を行う上での注意事項

- 5-1. 本仕様の全工程を通じて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守すること。

6 排出予定数量

予定数量 可燃ごみ 40,000 k g 資源化可能古紙 80,000 k g

予定数量は履行期間にわたっての目安であり記載の数量の発注を保証するものではない。

7 請求条件

請求額は当該月に処理した「6」の予定数量に示したそれぞれの廃棄物の数量（kg）にそれぞれの収集運搬業務の処理単価を乗じて算出される金額に消費税を加えた額に基づき行う。

8 その他

8-1. 業務の請負に際して、受注者は発注者に一般廃棄物収集運搬業許可証の原本を提示またはその写しを提出しなければならない。なお、一般廃棄物収集運搬業許可証またはその写しは契約書の一環をなすものとして、契約書に添付する。また、契約期間中にこれらの事項について変更がある場合、受注者は発注者に対し、当該変更のあった書類を提示またはその写しを提出するものとする。

8-2. この仕様書に定めのない事項であっても、受注者は廃棄物処理業務上当然行うべき事項については随時担当者と連絡を取り、実施にあたり不明な点等について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。